



**懲戒手続き**  
**IBCLCの行動規範**  
**国際認定ラクテーション・コンサルタント資格評議会**  
**(IBLCE) 向け**

**I. 概論**

- (a) 国際認定ラクテーション・コンサルタント資格評議会(「IBLCE」)は、ラクテーション・コンサルタントという職業に就き、継続し、向上させたいと願う個人を、認定プロセスを通して評価する認定機関として設立された。
- (b) 認定された者(「認定保持者」と呼ぶ)は、必須の認定プロセスを完了している。この認定プロセスには、特定の教育的必要条件を満たすこと、認定試験に合格すること、専門知識を証明すること、かつ職業としての経験を実証することが含まれる。IBLCE認定保持者は、IBLCEにより制定された行動規範に同意する。
- (c) 合格者はIBLCEより認定が付与され、公的にも認められる。IBLCEの認定プログラムの信頼性を維持し向上させるために、消費者とその他の人が認定保持者の行動に対する苦情をIBLCEに提起できるよう、IBLCEはこれらの懲戒手続きを採択している。IBLCEは、行動規範違反に対し、教育を受けること、問題となった行為を止めるという書面による保証を求め、非公開・公開に懲罰、認定の一時停止もしくは取り消しを行うことがある。
- (d) IBLCEは、IBLCEが行った苦情処理に関連する情報が、適切な場所で消費者や一般に公開されるのを保証する。これらの手続きは、IBLCE認定保持者に関して受け付けられたすべての苦情もしくは問い合わせに適用される。
- (e) これらの手続きのもとにとられた措置は法律によるものではないということが強調されるべきであるが、認定保持者の行動に関して適切な状況下で適切な政府機関、資格認定機関、または他の組織へ連絡されることもある。苦情を提起した者は、公的な措置が取られたという通知は受けるが、このプロセスにより任意の救済や損害賠償を受ける権利を与えられるわけではない。
- (f) これらの手続きの目的の達成が不可能になる、または深刻な妨げにならない限り、申告者(申告者の子供1名または複数名を含む)、認定保持者、第三者の個人情報か

らなる提出された全情報は、IBLCEの懲戒手続きプロセスの一環として、IBLCEからその人物に公開される場合がある。こうした個人情報<sup>1</sup>はIBLCEのプライバシー方針 [\[https://iblce.org/wp-content/uploads/2020/07/2020\\_July\\_Privacy\\_Notice\\_FINAL\\_JAPANESE-1.pdf\]](https://iblce.org/wp-content/uploads/2020/07/2020_July_Privacy_Notice_FINAL_JAPANESE-1.pdf)およびそこに特定された個人の権利と義務の適用対象となる。

## II. IBLCEの倫理・懲罰委員会

- (a) IBLCEは、IBLCE認定プログラムの開発と施行、これらの手続きの施行に対し責任がある。IBLCEの定款に従い、IBLCEには常設の倫理・懲罰委員会がある。理事会の議長が倫理・懲罰委員会委員長を任命し、倫理・懲罰委員会の委員は理事会の理事の役員の過半数により任命される。IBLCE理事会議長は、これらの手続きが施行され遵守されることを保証する責任がある。IBLCE理事会議長は、これらの手続きの中で言及されるいかなる審査小委員会、倫理・懲罰の陪審員、もしくは上訴議会委員を務めない。

すべての倫理・懲罰委員会メンバー、IBLCE理事会メンバー、IBLCEスタッフとこれらの懲戒手続きにおいて苦情の調査や決議に従事するその他の人は、IBLCEに関連した活動から生ずる責任に対して法律に定める範囲でIBLCEによって保護され擁護されるものとする。

## III. 苦情

- (a) 苦情は、報告者の署名と有効な連絡先情報を記入し、IBLCEインターナショナルオフィス内IBLCE事務局、10301 Democracy Lane, Suite 400, Fairfax, Virginia, 22030, USA宛に、「Personal and Confidential」「親展」と明記し書面で提出するか、IBLCEポータルにアップロードしなくてはならない。問い合わせや苦情以外の提出物は、IBLCEの裁量でIBLCEにより審査され扱われることがある。プロセスの公正を期すために、懲戒処理の行程中に、苦情を提出した者の身元が苦情の対象となっている認定保持者に知られることがある。
- (b) IBLCEは、公開されている情報に基づいて自ら苦情を申し立てることができるが、虐待、身体的危害、またはその他の重大な行為に関わる場合を除き、匿名の苦情はIBLCEによって扱われることはない。
- (c) 苦情を申告する個人は申告者と呼称され、IBLCEの行動規範 ([https://iblce.org/wp-content/uploads/2022/10/2022\\_August\\_17\\_Code-of-Professional-Conduct\\_JAPANESE.pdf](https://iblce.org/wp-content/uploads/2022/10/2022_August_17_Code-of-Professional-Conduct_JAPANESE.pdf)) に対する1つ以上の違反に関する事実について、伝聞ではない、直接的な知識を持っていなければならない。十分な証拠書類のない苦情や伝聞に基づいた苦情は、無効とみなされる場合がある。入手可能な証拠書類は全てコンプレインフォームと共に提出しなければならない（ソーシャルメディアへの投稿

のスクリーンショット、Eメール、写真、カルテなど）。

- (d) 苦情の申告者は、資格保持者に対する懲戒手続きを進めることを目的として、苦情に含まれる情報全てを (a) 認定保持者および (b) その苦情で申告者が特定した、知識を有する全ての関係者と共有または開示する権限を、IBLCEに与える同意書に署名をしなければならない。
- (e) 苦情の申告者は、当該認定保持者から、もしくは当該認定保持者が申告者の苦情について関連知識または事実を知る人物として指定した第三者から、申告者および申告者の子供の健康情報を含む情報を収集する権限を、IBLCEに与える同意書に署名をしなければならない。
- (f) IBCLCの犯罪の断罪を含む苦情は、その犯罪がラクテーションコンサルティング業務に無関係の場合、措置を講ずる事ができない場合がある。
- (g) IBCLCが、行動規範に定められた非倫理的行為のレベルに達していないことが明らかでない苦情を申し立てた場合、あるいは悪意をもって苦情（報復などで）を申し立てた場合、懲戒プロセスの乱用および、行動規範セクション6.1に定められた「健康に携わる専門家として正直に公正に振る舞うこと」という項目に対する潜在的な違反とみなされる。
- (h) IBLCE認定プログラムもしくは行動規範に関連する苦情の提出物の受領と事前審査に際して、IBLCEスタッフはその提出が (1) 不十分な情報を含んでいる、もしくは (2) この手続きの下で苦情には該当しない、と結論づけることができる。
- (i) 提出された苦情が技術的要件を満たしている場合、IBLCEスタッフにより倫理・懲戒審査小委員会に転送される。この場合、IBLCEスタッフは申立人に返答して申立人に申立の修正を許可し、申立人は必要な証拠情報を含めるなど技術的な誤りを修正する。IBLCEスタッフによるこのような予備的処置はすべて倫理・懲戒委員会に報告される。
- (j) 倫理・懲罰審査小委員会によって、提出された苦情が妥当で起訴できると判断された場合、倫理・懲罰審査小委員会は、行動に疑いをかけられた認定保持者に書面での通告が出されるようにする。

通告にはこれらの手続きのコピー、苦情の概要、および証拠となる書類または情報が含まれる。認定保持者は、苦情に関連し審査小委員会に申し立てたい情報を、通告を受領してから30日間は書面で提出することができる。倫理・懲罰審査小委員会は苦情を提出した者も苦情がIBLCEにより審査されている通告を受け取ることを保証するものとする。

#### IV. 苦情の審査

- (a) 職務行動規範の違反疑いに関連する苦情ごとに、倫理・懲罰審査小委員会は、提出者から提供された情報を明らかにし、詳説し、もしくは確証するために必要であれば、特定の事実もしくは状況についてどこまでも調査することを許可する。倫理・懲罰委員会委員長は、それぞれ違反疑いについて調査し適切な判断を下すため、倫理・懲罰委員会メンバーの3人を審査小委員会に任命する。審査小委員会は、委員長により判断された苦情を1つないしは数個審査することがあり、1つの苦情の審査に限定されるものではない。倫理・懲罰委員会の委員長は、審査小委員会委員としての業務は行わない。何らかの個人的な関与もしくは利益相反がある者は誰も審査委員になることはできない。審査小委員会は、関係する他の政府機関や行政機関がその問題の審査を終了するまで、苦情の審査を延期することができる。審査小委員会は、調査の実施においてIBLCEスタッフもしくは法定弁護人の支援を受けることがある。
- (b) 苦情を提出した者および調査の対象となる認定保持者とその雇用者のいずれも、その苦情に関する追加情報のために連絡を受けることがある。そのような追加情報を提供するための時間は、審査小委員会が定めるものとする。審査小委員会もしくは審査小委員会に代わり、IBLCEスタッフがその裁量で苦情を取り巻く事実や状況を知っている可能性のある者に連絡を取ることもある。
- (c) すべての審査小委員会の調査と審査、倫理・懲罰の陪審委員会と上訴議会委員会は、「親展」と明記し封印されたすべての書面文章で内密に行われ、客観的に事前審査の指示なしに行われる。調査は、関連するもしくは関連する可能性がある苦情のあらゆる局面に対して行われることがある。申立人または調査の対象となった認定者のいずれも、IBLCEの書面による明示的な許可なくして、その問題に関するいかなる情報も第三者に開示することはできない。
- (d) 審査小委員会のメンバーは、委員会の活動に関連してかかった妥当な経費に対し支払われるものとする。

#### V. 違反の確定：審査小委員会および陪審員

- (a) 調査の完了に際し、審査小委員会は倫理・懲罰委員会が行動規範の違反があったとの判断を行うべきであるかどうか勧告する。審査小委員会が倫理・懲罰委員会に違

反の判断を下すことを勧めるとき、審査小委員会は適切な制裁を課すこともまた勧める。その場合は、決定案と制裁案が用意され、審査小委員会から倫理・懲罰委員会に、審査の記録とともに報告される。審査小委員会が、違反がなかったと決定した場合、認定保持者と審査小委員会により却下されたその苦情の提出者へ、懲戒審査プロセスが終了したことが通知され、その苦情は却下される。

- (b) 苦情が却下されない限り、審査小委員会の所見と勧告が倫理・懲罰の陪審員に提出される際に、認定保持者にもその所見と勧告が通知される。その所見と勧告の対象となる認定保持者には、審査小委員会の見解と勧告に対し書面で回答するため30日の期間が与えられる。
- (c) 審査小委員会の一員ではなかった倫理・懲罰委員会メンバーの少なくとも過半数から構成される陪審員（倫理・懲罰の陪審員を構成する）は、調査の記録に基づく審査小委員会の勧告を審査する。倫理・懲罰委員会委員長は、倫理・懲罰の陪審員の議決権を持つメンバーとして参加し、すべての調査の全般的な監督業務があることを理由にそうした業務から外されてはならない。何らかの個人的な関与もしくは利益相反がある者は誰も倫理・懲罰の陪審員を務めることはできない。倫理・懲罰の陪審員は決断を下すために電話による会議もしくは面会により関連のある情報を検討する。倫理・懲罰の陪審員に提供された審査小委員会の記録には、認定保持者から審査小委員会に提出された文書、決定に至るまでに審査委員会によって使用されたすべての事実の文書あるいは情報、および審査小委員会の正式のコメント、所見、提示された勧告が含まれている。
- (d) 正式な聴聞会もしくは裁判形式の手続きはなく、聴聞会もしくは面会には立会人は立てず、適応できる証拠の規定もない。倫理・懲罰の陪審員はその独自の裁量により、電話会議において、問題となっている認定保持者の非公式の発言を許可することがある。上訴人によって要求され、倫理・懲罰の陪審員によって承認されない限り、法定弁護人がプロセスに参加することはない。IBLCEと倫理・懲罰の陪審員はIBLCEの法定弁護人に助言を求めることがある。
- (e) 倫理・懲罰の陪審員は審査小委員会の勧告を受理、却下、修正する場合がある。違反の決定または課されるべき制裁に関して、倫理・懲罰の陪審員は、審査小委員会による勧告に対し、違反の決定、もしくは課すべき制裁の勧告の両方に関し、承諾、却下、もしくは変更することがある。倫理・懲罰の陪審員は、行為が問題とされている認定保持者に対し書面でその結果を提供するものとし、倫理・懲罰の陪審員の評決を説明しどの行動規範に違反しているのか明確にするものとする。認定保持者はこの手続における上訴権についても書面に通知される。倫理・懲罰の陪審員はまた、委員長もしくは委員長に何らかの個人的関与もしくは利益相反がある場合には選任された議長かその他役員と倫理・懲罰委員会に決定書面のコピーを提供するものとする。

- (f) 特定の状況において、倫理・懲罰委員会は、行動規範に違反した認定保持者に問題となった行為は終結しており繰り返されないという保証を書面で提出する機会が与えられるべきであるという審査小委員会からの勧告を検討することがある。これらの勧告を出す審査小委員会の決定と、倫理・懲罰委員会がその勧告を承諾する決定は、それぞれの裁量の範囲で行われる。そのような提案が示されたときには、問題となっている認定保持者は提案の受領から30日以内に必要な保証文を提出しなければならない。また、保証文は倫理・懲罰の陪審員が容認できるように提出されなければならない。

## VI. 処罰

- (a) 施行された制裁は違反の性質と重大性に正当に関連しなくてはならないが、倫理・懲罰の陪審員が行動規範に違反したと判断された認定保持者に対して、その認定保持者の行為の改善と他の認定保持者による同様の行為の防止することを重視して下記の制裁のいずれかが課されることがある
- (1) 問題となった行為と関わりのある継続教育の受講
  - (2) 認定保持者に対する非公開・公開の書面による懲罰
  - (3) 認定保持者に対する指定された期間の認定の一時停止
  - (4) 認定保持者の認定取り消し

倫理・懲罰の陪審員は当該認定保持者に対し、上記のいずれかの制裁と組み合わせ、認証の要件には含まれない具体的な行動（倫理に関する継続教育、または問題の行為を取りやめたことおよび今後繰り返さないことを保証する手紙の提出など）を取ることができる。

すべての公開の制裁に対し、IBLCEにより倫理・懲罰の陪審員により決められたメディアで決定と制裁の概要が公表され、認定保持者に対し措置がとられた旨が苦情の提出者に通達される。いかなる制裁と公表も、これらの手続きにおいて規定されている上訴の期限が切れるまでもしくは上訴が決定するまでは行われない。

- (b) 認定を取り消された認定保持者は、将来的にIBLCEの認定を受けられないことがある。認定が取り消されたときには、すべての認定書やその他のIBLCEから要求された書類はIBLCEに直ちに返却しなくてはならない。

## VII. 上訴

- (a) 倫理・懲罰の陪審員から認定保持者が行動規範を違反したという決定の通達を受け取った30日以内に、決定を下された認定保持者はIBLCE理事会の議長に書面で上訴の要求と下記 (b) に一致した上訴の理由を明らかにして提出することができる。この上訴要求書類はIBLCE理事会議長宛に、10301 Democracy Lane, Suite 400, Fairfax, Virginia, 22030, USAへ「Personal and Confidential」「親展」と明記し提出する。上訴要求の受領に際し、委員長に何らかの個人的関与もしくは利益相反がある場合には選任された議長かその他役員は、この問題の審査小委員でも倫理・懲罰委員会の陪審員でもないIBLCE理事会メンバーの3人からなる上訴議会を設置する。何らかの個人的関与もしくは利益相反がある者はだれも上訴議会委員にはなれない。上訴議会委員メンバーは委員会の活動に関連してかかった妥当な経費に対し支払われるものとする。
- (b) 上訴議会委員会は、以下の理由のときにのみ、行動規範の違反についての倫理・懲罰の陪審員の決定が不適切であったかどうか再調査することがある。(1) 情報資料に誤りがある。もしくは(2) 審査小委員会もしくは倫理・懲罰の陪審員会が公布された基準と手続に準拠していない。上訴中は、倫理・懲罰陪審員に知られている情報によって提示された情報として、倫理・懲罰の陪審員が決定する時まで、事実と状況のみが検討される。上訴には、聴聞会もしくは同類の裁判形式の手続きは含まないものとするが、上訴議会委員会はその独自の裁量により電話会議において上訴人の非公式の発言を許可することがある。書面での上訴書と答弁書は、認可された認定保持者と倫理・懲罰の陪審員の代理人によって作成されることがある。提出物は上訴議会委員会により正当に制定された条目に従って作成される。上訴した認定保持者によって要求され、上訴議会委員会によって承認されない限り、法定弁護人が認定保持者の代理として上訴のプロセスに参加することは要求されない。IBLCEと上訴議会委員会はIBLCEの法定弁護人に助言を随時求めることがある。
- (c) 上訴議会委員会は、上訴の要求を受理してから90日以内に上訴を遂行、完了する。上訴議会委員会の決定は、倫理・懲罰の陪審員の決定と制裁を容認、修正、もしくは却下のいずれかとなる。決定理由陳述を含む上訴議会の決定は、委員長もしくは委員長に何らかの個人的関与もしくは利益相反がある場合には選任された議長かその他の役員と倫理・懲罰委員会委員長に報告される。上訴議会委員会の決定にはIBLCE、決定を課された認定保持者とすべての者が従わなければならない。

## VIII. 認定の放棄

これらの手続き中で苦情判決が未定の間、苦情を提出された認定保持者が自発的に自身のIBLCEの認定を放棄するとき、苦情は審査小委員会、倫理・懲罰委員会、倫理・懲罰の陪審員もしくは上訴後に設置された上訴議会委員

会によるそれ以上の措置なしに却下される。すべての記録は封印され、その認定保持者はIBLCEによる認定を再申請できないことがある。しかしながら、IBLCEは倫理・懲罰委員会に、認定を放棄した旨とその期日、放棄の時点で未定であった事実および一般的な問題の性質を伝達すること、もしくは法の執行に従事する政府機関の要請に応じることを許可することがある。同様に、このような認定の放棄の際に、苦情を提出した個人もしくは団体は、認定保持者が認定を放棄した旨とその期日、その結果としてIBLCEが苦情を却下したことが通知される。

これらの手続きは、職業行動規範（「本規範」という）の意味におけるIBCLCの潜在的な非倫理的行為に関する苦情のみを解決するように意図されている。これらの手続きは、IBCLCの行為が名誉毀損または誹謗中傷であるという主張、または専門家の意見の差異といった商業的または個人的な性質の紛争には適用されない。そのような事柄は、この手続きに頼らずに解決されるべきである。主要な構成要素が本規範に基づく非倫理的行為のレベルに達する苦情のみが、これらの手続きの下でIBLCEにより実施可能とみなされる。